

# 「隣保館設置運営要綱」にかかる厚労省交渉での課長答弁および 大阪府からの質問に対する厚生労働省回答に対する見解〈案〉

2011年1月20日

部落解放同盟中央本部

生活労働運動部

## I. はじめに—この間の経過

(1) 部落解放同盟中央本部と厚生労働省との交渉（2010年11月2日）における宮本地域福祉課長の回答。

「結論としましては、『地域住民』という言葉で私どもが表していると認識しておりますのは、同和対策事業の指定の受けているかどうかに関係なく、部落差別を受けていた『地域』に居住されている皆さんであり、『周辺地域住民』といった場合にはそれらの『地域』の周りにいる地域に居住している住民の皆さまということを指しているというのが基本的理解です」。

(2) 大阪府福祉部から厚生労働省への問い合わせと回答（情報開示請求）

〔別紙参照〕

## II. 厚労省回答のとらえ方—積極的意義と意味

(1) 隣保館の同和問題解決という目的をあらためて明確にした。

- ① 「隣保館設置運営要綱」に係る大阪府の厚生労働省への問い合わせに対して、厚労省は「運営要綱における『地域』とは同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域や何らかの事情で地区指定は受けなかったが差別の実態が生じていた地域」であると回答した。
- ② 「隣保館設置運営要綱」（2002年8月29日、厚労省社会援護局長通知）には隣保館の今日的役割が「地域における生活上の課題の解決に向けた地域福祉の推進」にあるとされている。
- ③回答をふまえるならば、隣保館は同和地区の生活上の課題解決にむけた地域福祉推進のための拠点施設ということになる。「地対財特法」失効後、特別対策が終了したことをもって隣保館の同和問題解決という役割があいまいにされてきた市区町村があることを考えるとこのことの意味はきわめて重要である。

(2) 同和地区を想定して同和行政を推進するという当たり前のことを明確にした。

- ①「地対財特法」が失効し、特別対策を実施するために設定された「地区指定」はなくなったが、部落差別を受ける地域があることは「法」の失効とは無関係である。しかし、「法」の失効が同和地区を想定して同和行政を推進することを拒否しているかのような理解を行政関係者に与えたり、「法」の失効を曲解して同和行政の廃止や縮小をすすめたりする自治体がある。
- ②こうした中にあって「法」失効後の同和行政を「同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域」や「何らかの事情で地区指定は受けなかったが差別の実態が生じていた地域」を対象として進めていく必要があることを、厚生労働省が「隣保館設置運営要綱」の解釈にかかわって明らかにしたことは重要である。
- ③同和行政の出発点は部落差別の現実である。我が同盟は今日の部落差別の現実を5つの領域からとらえるという考え方を確認してきた。その上で同和地区という地域にあらわれる行政課題を把握し、一般施策を活用してこれを解決するためには当然、行政課題を把握する対象地域を設定せざるをえない。
- ④しかし、「法」が失効し「同和地区」はなくなったとか、「どこどこが同和地区」だなどと差別になるといった考え方がまことしやかに語られている。こうした理屈で部落差別の現実が放置され、一般施策を活用してすすめられるべき同和行政の責任が放棄されてきている。
- ⑤厚労省の回答は隣保館行政だけの問題ではない。「法」失効後の同和行政の基本姿勢にかかわる問題であり、回答を武器にあらためて同和問題解決へむけた行政責任を明らかにさせる取り組みを推進していく必要がある。当然、その場合も行政責任万能論や行政依存主義に陥ることのないよう自主解放の精神を堅持することはいうまでもない。

(3) 隣保館の運営の前提に同和問題解決の課題把握の必要性を認めた。

- ①隣保館の運営にあたっては運営要綱に明記されているように「地域のニーズを反映した事業に取り組むことにより、隣保館への住民の期待に応えることが肝要である」ことから、同和地区的ニーズが前提となり、同和地区的実態把握が隣保館運営にとって不可欠となる。
- ②「隣保館における地域福祉事業」「隣保館モデル事業」「隣保館における地域交流促進事業」「隣保館における継続的相談援助事業」の「事業実施地域」は、同和地区（「同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域や何らかの事情で地区指定は受けなかったが差別の実態が生じていた地域」）ということになり、事業実施にあたっては同和地区的ニーズを反映させることが求められる。
- ③実態把握にあたっては、「隣保館設置運営要綱」の趣旨から、同和地区（差別される側のみ）の実態把握にとどまらず、市町村で発覚した部落差別事件の実態把握、市民の人権意識についての実態把握など、同和問題の解決にむけた課題を適切に把握することが必要である。

(4) 未指定地区の問題を認めた。

- ①さらに運営要綱における『地域』は「何らかの事情で地区指定は受けなかつたが差別の実態が生じていた地域」をも含むとされたことから、上記の隣保館事業は、いわゆる全国に1000カ所あるとされている「未指定地区」の実態や課題をふまえたものであることが求められることになる。また、隣保館が設置されていない「未指定地区」において積極的に「広域的隣保活動事業」が実施されなければならないこととなる。
- ②ただし、「何らかの事情で地区指定は受けなかつたが差別の実態が生じていた地域」を誰が、どのような方法で認定するのか、厚生労働省と都府県、市町村との共通の認識と方法を確立させるための部落解放運動の役割が求められる。

(5) 地域住民の活動が隣保事業であることを明確に認めた。

- ①厚生労働省は地域住民が実施する活動について「地域住民の福祉の向上の観点から行われるクラブ活動やレクレーション活動は隣保事業に含まれる」「同じ貸し館でも、例えば、個人や団体が、人権啓発や地域交流事業を行うために隣保館を利用する場合、これに対する貸し館は隣保事業に含まれる」と回答した。
- ②同和地区住民が「福祉の向上」「人権啓発」や「地域交流」のために取り組む諸活動が隣保事業であり、隣保館はこうした事業を積極的に推進していくことが必要であることを明確に認めたことの意義は大きい。隣保館事業が安易な貸館業務にとどまってはならないのである。
- ③また、社会福祉法（第2条）には「隣保事業」とは「隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させること」と規定されている。

### III. これからの取り組み

(1) 厚生労働省へのはたらきかけ

- ①「隣保館設置運営要綱」にかかる大阪府からの厚生労働省への問い合わせに対する回答内容を都道府県、市区町村の担当者へ丁寧に説明するよう厚生労働省に求めていく。
- ②隣保館を通じた同和地区の実態把握について「社会福祉推進事業のなかでこうした調査についても可能な限り取り組んでまいりたい」とした厚労省交渉回答をふまえ、2011年度の実態調査の実施を求めていく。
- ③実態調査の実施にあたって、我々が求める調査の内容を具体的に提案できるよう生活労働運動部を中心に作業を急ぐ。〔別紙「社会福祉推進事業実施要綱」参照〕

(2) 都府県、市区町村へのはたらきかけ。

- ①「隣保館設置運営要綱」に係る大阪府の厚生労働省への問い合わせに対する回答をふまえ、同地区的ニーズを反映した隣保館事業（「社会調査及び研究事業」

「相談事業」「啓発・広報活動事業」「地域交流事業」「周辺地域巡回事業」「地域福祉事業」「隣保館における地域福祉事業」「隣保館モデル事業」「隣保館における地域交流促進事業」「隣保館における継続的相談援助事業」「広域隣保活動事業」）の具体的な実施を求めていく。

- ②とりわけ、「社会調査及び研究事業」（地域住民の生活の実態を調査し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究する事業）を活用して、既存の行政データ、相談事例や差別事件の集約や分析、地区住民アンケートの実施など、同和問題解決へ向けた課題の把握に取り組むことを求めていく。
- ③全隣協と連携し、隣保館事業に求める具体的な事業内容、同和問題解決の課題を把握するための実態調査の内容や手法について具体的な中味を提案できるよう生活労働運動部を中心に作業を急ぐ。
- ④都府県、市区町村における「地対財特法」失効後の同和行政の推進、すなわち一般施策を活用した同和問題の解決にあたって「同和地区」という地域、そこに居住する住民を対象として課題の発見、施策の活用をすすめることを確認する。
- ⑤大阪や京都など一部の地域で隣保館をコミュニティーセンターや交流施設あるいは単なる貸し館に転換し、同和問題の解決という目的が放棄されている現状がある。また、館運営に同和地区住民の意見を反映させる仕組みである「隣保館運営審議会」から同和地区住民を排除するなどの動きが見られる。こうした動きに対して厚労省の回答を武器に徹底した市町村交渉を実施すること。
- ⑥2010年度予算で「社会福祉推進事業」を活用した「隣保館における地域社会資源との連携調査」が実施されることになった。年度内事業であるため3ヶ月足らずの期間しかないが、この調査を活用して上記の取り組みを効果的に推進すること。〔別紙「隣保館における地域社会資源との連携調査」参照〕

以上